住所　大阪市天王寺区真法院町１番17号
　申智榮　昭和35年１月５日生
住所　大阪府泉大津市東豊中町１丁目12番３―206号
　金敦士　昭和53年３月４日生
住所　大阪府東大阪市荒川２丁目17番３号
　金泰和　昭和52年９月１日生
住所　大阪府泉大津市我孫子１丁目８番７号
　金文善　昭和18年12月８日生
　姜浩美　昭和48年８月４日生
住所　大阪市東成区中本３丁目15番24号
　鄭美佳　昭和50年４月29日生
住所　大阪市生野区小路東２丁目５番13号
　梁貴恵　昭和59年３月10日生
住所　大阪府東大阪市衣摺４丁目15番12号
　金光造　昭和16年11月16日生
　朴榮子　昭和22年３月３日生
　金裕美　昭和46年４月13日生
住所　大阪府東大阪市西岩田３丁目５番24―918号
　趙惠美　昭和49年２月25日生
住所　大阪府八尾市刑部４丁目215番地１
　孫汝林　昭和57年２月２日生
住所　大阪府東大阪市高井田本通１丁目５番４号
　徐礼子　昭和48年６月27日生
　徐禧子　昭和50年６月19日生
住所　大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目12番11―1702号
　高孟淳　昭和28年９月１日生
　高周平　平成３年８月22日生
住所　群馬県高崎市下中居町392番地３
　盧有衣子　昭和54年５月14日生
住所　青森県八戸市類家４丁目13番17号
　李全規　昭和33年11月１日生
　鄭里美　昭和39年５月28日生
　李實央　平成８年９月19日生
　李祐妙　平成12年11月４日生
　李光平　平成14年８月20日生
住所　岩手県盛岡市岩清水５番３号
　李南姫　平成５年４月６日生
住所　兵庫県三田市加茂394番地１
　金和也　昭和47年７月27日生
住所　大阪市西成区山王３丁目21番11号
　李根雨　昭和17年５月９日生
　金敬愛　昭和21年８月８日生
　李明子　昭和51年１月13日生
住所　千葉県木更津市請西東３丁目16番地１
　金龍澤　昭和37年７月27日生
住所　埼玉県深谷市緑ケ丘22番５―102号
　李佳美　昭和55年５月17日生
住所　東京都板橋区板橋４丁目59番12―403号
　李葉子　昭和47年５月12日生
住所　東京都豊島区上池袋１丁目26番４号
　朴昭子　昭和25年２月12日生

○財務省・農林水産省告示第二十六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月二十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十八日

財務大臣　藤井　裕久
農林水産大臣　赤松　広隆

一中「年一分七厘」を「年一分六厘」に、「年一分八厘五毛」を「年一分七厘五毛」に、「年二分八厘五毛」を「年二分七厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年一分四厘
八年を超え九年以下	年一分五厘
九年を超え十年以下	年一分六厘
十年を超え十一年以下	年一分七厘
十一年を超え十二年以下	年一分八厘
十二年を超え十三年以下	年一分九厘
十三年を超え十五年以下	年二分
十五年を超え十六年以下	年二分一厘
十六年を超え十八年以下	年二分二厘
十八年を超え二十五年以下	年二分二厘五毛

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分六厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十七号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十八日

財務大臣　藤井　裕久
農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・九五パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十八号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十八日

財務大臣　藤井　裕久
農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・九五パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千七百九十七号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年一分七厘」を「年一分六厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千七百十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年一厘五毛」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。